

第 1 検討部会 会議録

会議の名称	第 26 回 第 1 検討部会
開催日時	平成 20 年 10 月 31 日（金）午後 6 時 07 分から午後 7 時 15 分
開催場所	栄町公民館 会議室 1 号
出席者	（部会長）金井副委員長 （副部会長）金子委員、神尾委員 （委員）池田委員、砂沢委員、落合委員、林委員
会議内容	・起草委員会について ・対話集会での意見について ・素案について
会議資料	
発言内容	・本日もよろしくお願いします。 ・まず、起草委員会の報告についてお願いします。 ■起草委員会について ・資料をご覧ください。 ・先日、4 点の起草方針の確認をしました。 ・三宅委員長からは部会から意見があれば、ぜひ起草委員会に出してくださいと言われています。 ・第 1 部会からは委員が出ていませんので、意見があれば事務局から報告させていただきます。 ・起草委員会の議事メモをできる限り、リアルタイムで逐次ファックスかメールで知らせていただいたほうが有難いです。 ・素案に入れていないものを復活させるのは難しいだろうとは思いますが。 ・スケジュールの確認をお願いします。 ・運営調整部会（以下、調整部会）が 11 月に 2 回入る予定です。 ・12 月 17 日には調整部会と全体会があります。そこまでに素案の案を確定できればと思っています。 ・逐次反応していかないと、意見は反映されないということですね。 ・12 月 17 日より前の段階で意見を言っておかないと、いけないと思います。 ・第一次案、第二次案を部会に出してもらわないと。最後に固まってから意見を求められても、部会から意見を言うには手遅れになりますので。

・伝えておきます。

- ・国の法令協議はそうしたスタイルです。
- ・スケジュールはよろしいですか。

(異議なし)

- ・起草方針についてもよろしいですか。

(異議なし)

■対話集会での意見について

- ・次に対話集会の意見への対応について話し合います。
- ・先日は対話集会にご協力いただきありがとうございました。
- ・広報 PI チームとしては意見等をまとめて、調整部会に報告します。
- ・編集委員会で決まっていないのが前文と名前です。名前については対話集会で聞いてみたらということでしたが。
- ・お一人だけお答えをいただいています。
- ・これはこういう意見が出たということで調整部会等に伝達しましょう。
- ・調整部会に通す前に、対話集会で出された意見は起草委員会に届けてはいかがでしょうか。
- ・調整部会で大まかな方針を決めてあげないと起草委員会は動けないと思います。
- ・事前に起草委員会に示すのはいいのですが、対応方針は調整部会で決める必要があります。

■素案について

- ・続いて、素案についてです。
- ・これは、部会からの意見を広く求めたいという意味ですね。

	・体系についてよく検討していただきたい、ということは言っておきたいと思います。 ・以前の部会からの意見に対して編集委員会からの納得のいく返答があったとは言いがたいところがあると思います。 ・逐条解説にすることにもなるので、単なるガス抜きではなく、意見を出したほうがよいと思います。 ・今は説明のところだけの材料しかないので、条解説にするにはネタが足りないと思います。 ・たぶん逐条解説の素案を各部会に投げて、逐条解説についてこういうことを書いて欲しいと部会から意見を挙げないといけません。 ・他の部会がかなり意見を言うならうちも言わないと、といったことはあると思います。 ・言いたいことはいっぱいあるのです。矛盾しているところもあると思います。 ・素案を前提とすると、こういう矛盾が考えられるので、こうしてはどうかと提案してはいかがでしょうか。 ・例えば、目的のところでは市民の権利をと書いていますが、市民の権利って何かということが分かりません。 ・多様な価値観をもちとありますが、それが権利なのか、それとも修飾語なのか。 ・市民の権利のところでは不利益を受けないと書くと、不利益なんて受けるのと逆に不安に思われるのではないのでしょうか。 ・素案は条文そのままではなく、そういう趣旨を盛り込むという意味ですから。いまの案がそのまま文章になるわけではないので。 ・地域コミュニティについての規定はまったくよく分かりませんでした。 ・そこはかなり議論しましたが、こだわりがある部会もあって、今の案になっていると思います。 ・素案に決めるときの趣旨で決まったものを蒸し返すのは問題があると思います。編集委員会の素案の趣旨ではこう決めたのに、正副委員長案には反映させていないという意見は部会から言えると思います。
--	--

	・他の部会が勝手な意見をいうのであれば、こちらもそうするという考え方もできますが。 ・素案のこの説明では足りないと思うといった意見は言ってよいと思います。 ・住民投票のところですが、住民と議会と市長が同列で発議できることになっていますが、住民は議会と市長を選挙で選んでいるのですから、同列にすると、議会や市長を選んだことへの信頼がないような印象を受けます。 ・住民投票というのは、議会や市長への無条件のお任せをしていないのですから、そういうものです。 ・議会や市長は本来の住民の意思を忘れることがあるので、住民投票するということです。 ・市民委員が編集しているので、整合性を確認したりする作業は弱いところがあります。 ・三宅素案がでたら、その案について、可能ならば、4日や6日までに市に返事をするということにしたいかがですか。 ・以上で本日の部会を終了します。 以上
--	--